

クリーンセンター衣浦整備構想（改訂版）に示す体制案の検討について

1 廃棄物処理方式の体制案の検討

クリーンセンター衣浦整備構想（改訂版）（以下「整備構想」という。）に示す4つの体制案（再延命化、新設2案（焼却単独・メタンガス化）、外部処理案）について、定性評価によるメリット、デメリットをベースに、その他の課題等について検討した。

なお、新設案は焼却単独及びメタンガス化の2案が提示されているが、2案は廃棄物処理方式で検討するため、3つ（再延命化、新設、外部処理）の体制案として検討する。

(1) 再延命化について

ア 環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」では、廃棄物焼却施設の耐用年数は、一般的に20年程度とされてきたが、廃棄物焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20年程度経過してもなお、受変電設備等を始めとして、高い健全度を保っているものもある。ただし、図1-1は延命化事業を実施した施設数を稼働年数別に整理したものであるが、稼働年数36年から40年及び41年以上の施設は少ない。これは稼働年数が大きい施設は延命化より建て替えを選択しているといえる。また、図1-3は、長寿命化手引きに記載する延命化をしていない全連続焼却施設のうち、2009年～2018年に稼働を終了した施設を抽出し、稼働終了時の供用年数ごとに整理したものである。稼働終了時の供用年数は25年～35年程度の施設が多く、平均供用年数は30.5年である。

クリーンセンター衣浦は稼働後29年目で、今後、約10年稼働させるための小規模基幹改良工事を行う予定で、約40年の稼働が見込まれている。プラントメーカーは更なる延命化が可能としているが、大規模改修や修繕を繰り返すことによるコストの増大化や延命化後の廃棄物の安定処理に不安が残る。

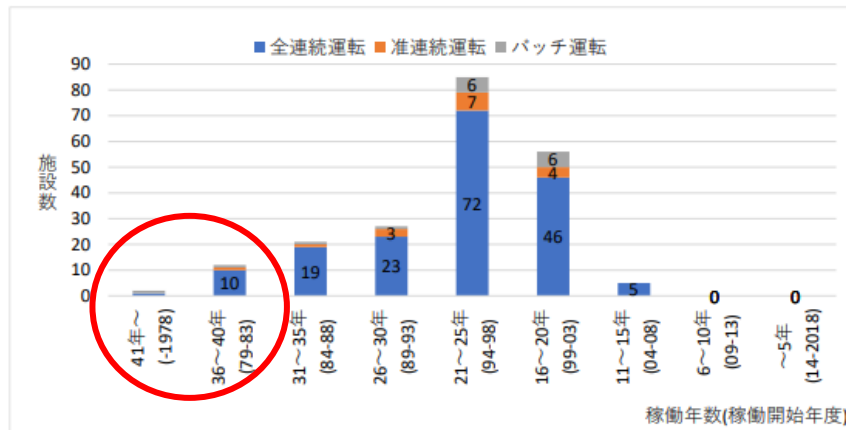


図 I - 1 延命化事業を実施したごみ焼却施設数(稼働年数別)

出典：環境省、循環型社会形成推進交付金サイト内示情報（平成 22～令和 2 年度）より作成



図 I - 3 全連続焼却施設の稼働終了時の供用年数

出典：環境省、一般廃棄物処理事業実態調査(平成 21～30 年度実績)より作成

注) 施設ごとに名寄せを行い、処理量がゼロになった年(休止、廃止等)の前年度を「最終」年度、又は処理実績はあっても施設の改廃として「廃止」の情報がある場合にはその年度を「最終」年度として、稼働開始から稼働終了までの供用年数の集計を行った。

イ 令和 5 年 6 月 3 0 日付けで閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」における今後の廃棄物処理施設のあり方として、①カーボンニュートラルの実現に向けた廃棄物発電によるエネルギー回収、②人口減少社会によるごみ減量に対する持続可能な適正処理の確保や将来的なコストの抑制、③廃棄物処理の頻発する大規模災害に対する施設の災害時対策及び災害廃棄物処理の適正かつ円滑、迅速に処理するための体制の構築を理念としている。

再延命化の課題として、①現状の設備による自家発電では高効率エネルギー回収面の懸念、②将来の人口減少やごみ減量の進展による施設規模の妥当性、③クリーンセンター衣浦周辺は浸水エリアに指定されていることで、甚大な災害発生時の安全な運転継続等に課題があり、再延命化では今後の廃棄物処理施設のあり方として

十分でない。

(2) 外部処理案について

ア 民間の一般廃棄物処理施設への処理委託について、整備構想は県外への処理委託を想定しているが、令和6年度現在、愛知県が許可（政令市、中核市を除く）を出している民間の一般廃棄物に係る焼却施設及びメタン発酵施設は15施設であり、取り扱う廃棄物は、事業系一般廃棄物と想定される。現状の家庭系一般廃棄物の発生量を鑑みると処理は県内民間施設で受け入れは困難と考えられる。また、碧南市及び高浜市には民間一般廃棄物処理施設許可を受けている施設はなく、廃棄物処理法第6条第3項及び第6条の2第1項に基づき、他市町村に処理を外部委託するには、市町村間で事前協議を行う必要があるが、廃棄物処理施設の立地自治体の廃棄物処理状況に左右され、不安定な状況となる。

イ 整備構想に記載している中継施設について、一般社団法人日本環境衛生センターの資料（ごみ処理の広域化に伴う中継基地導入効果の検討）では、中継基地規模60トン/日以上、運転距離10キロメートル以上の場合にコスト削減効果が期待される。

(3) 新設案について

新設案については、整備構想に示すとおり、安定した廃棄物処理の継続が可能であること、新たな技術を導入し、カーボンニュートラルや資源循環の向上に寄与することが可能であることがメリットとして挙げられる。一方で、近年の物価高騰を見据えた場合の建設費や用地買収等、経済性に関すること、安城市環境クリーンセンターとの統合を踏まえた廃棄物処理施設の広域化・集約化への対応について課題が残る。

2 各体制案に係る両市としての評価

整備構想による体制案の検討及び両市による更なる検討を加えた結果、各体制案について次のように評価をする。なお、評価に関しては各評価項目に対し、◎：優（5点）、○：良（3点）、△：可（1点）とした。

評価項目/体制案	再延命化	新設	外部処理（県外）
ア 廃棄物処理責任の継続性	△	◎	△
イ 経済性（イニシャルコスト）	○	△	◎
ウ 経済性（ランニングコスト）	△	◎	○

エ 環境への配慮	○	◎	△
オ 広域化への対応	○	△	◎
評点	1 1 点	1 7 点	1 5 点

ア 廃棄物処理責任の継続性

新設は施設更新のため、安定稼働や災害へのリスク低減も可能。再延命化は災害リスクに関して、ソフト面の対応（BCP）が主でハード的な対応に劣る。また、予期せぬ故障に対して対応が長期化し、廃棄物処理の停滞のおそれがある。外部処理は県外を想定しており、受け入れ先の情勢に左右されるため最も廃棄物処理が不安定となるリスクを抱える。

イ 経済性（イニシャルコスト）

外部処理は施設を有しない（中継施設のみ）ことからイニシャルコストは最も必要としない。新設は、イニシャルコストが高額となる。

ウ 経済性（ランニングコスト）

整備構想において、外部処理の処理委託料はランニングコストとして最も高額となる。再延命化は、実施後の点検補修費は最も高額で見積もっているがそれ以上の補修を必要とする可能性とランニングコストの増加は否定できない。新設が最もランニングコストを必要としない。

エ 環境への配慮

再延命化は単純焼却であるため環境性能の向上は見込めていない。外部処理も県外の焼却施設へ処理を委託することが想定される。再延命化及び外部処理に関しては廃棄物発電等の自家発電施設を有しており一定の環境性能は有しているものの、カーボンニュートラルの面で十分な環境性能と言えない。再延命化と外部処理の違いとしては、地元で廃棄物発電による再生可能エネルギーを活用するという意味で評価に差を付けた。新設は新たな技術の導入が見込めることから最も適切であると評価した。

オ 広域化への対応

外部処理は施設を持たないことから、広域化への対応は最もスムーズであると評価。再延命化は将来、広域化した場合の既存施設の解体において統合した施設の状況により、解体費が出ない場合も想定されることがある。新設は施設の耐用年数が安城環境クリーンセンターの延命期間と合致しない可能性が高いことから広域化の対応は最も困難とした。

3 評価結果に基づく体制案の方針

上記の検討を踏まえ、懸念される事項として経済性及び広域化への対応があるものの、現在の両市の廃棄物処理を安定的かつ継続的に実施するための体制案として、**新設案**を採用することとする。なお、整備構想においては単純焼却及びメタンガス化の2方式を検討しているが、トンネルコンポストといった新たな廃棄物処理方式が出てきていること及び新設は最もイニシャルコストが高額であることから経済性の確保策についての検討も更に進めていくこととする。

廃棄物処理施設の新設に最も適している箇所の検討について

1 廃棄物処理施設の新設に最も適している箇所の検討

今後の廃棄物処理体制案を新設と決定したことから、適切な土地の選定が必要となった。なお、碧南市及び高浜市の協議において事前に両市から廃棄物処理施設として設置が見込める箇所を抽出することとし、条件としては①概ね3ヘクタール以上、②ハザードを考慮することとした。両市が条件と考慮し抽出した箇所は下記のとおり。なお、抽出した箇所は両市が単独で所有している箇所はなく、土地所有者と交渉をしているものではない。あくまで両市の協議の上の条件により検討対象として抽出したものであり、実際の建設候補地として挙げたものではない。

(1) 碧南市抽出箇所

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ア クリーンセンター衣浦周辺（碧南市広見町） | 約3ヘクタール(隣地を買増し) |
| イ 衣浦港2号地多目的グラウンド（碧南市港南町） | 約4～5ヘクタール |
| ウ 衣浦港4号地（碧南市玉津浦町） | 約3.8ヘクタール |
| エ 西端市街化調整区域農地（碧南市島池町他） | 約3ヘクタール |

(2) 高浜市抽出箇所

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ア 新田町市街化調整区域養鰻場（高浜市新田町） | 約3.5ヘクタール |
| イ 流作新田貯木場跡地（高浜市公有水面） | 約3.5ヘクタール |
| ウ 小池町市街化調整区域農地（高浜市小池町） | 約3ヘクタール |

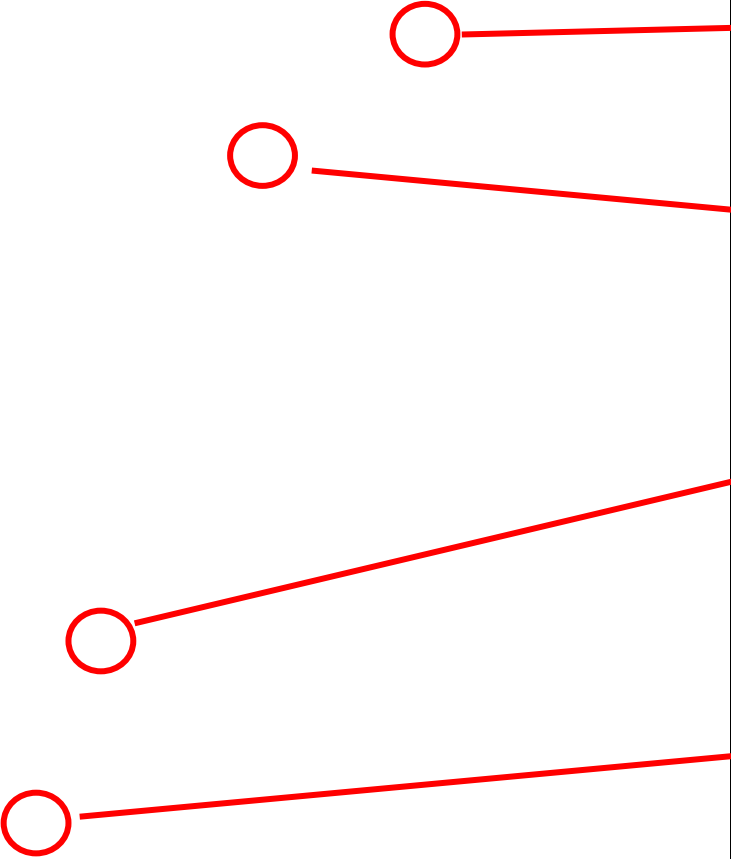
2 抽出箇所の評価方法

抽出箇所の評価方法については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版：全国都市清掃会議（以下「設計要領」という。）において下記の手順で行うとしている。設計要領は廃棄物処理施設の設置等に関する最も標準の手引きであるため示している手順を準用するものとする。なお、評価手順は下記のとおり

- | |
|---------------------------------|
| ア 選定エリアの抽出（地図からの絞り込み方式を採用） |
| イ 選定エリアの条件、評価項目の設定 |
| ウ 一次選定（制約条件等により不適格な箇所を除外） |
| エ 二次選定（一次選定で残った選定エリアを評点付設し絞り込み） |

※設計要領では三次選定で環境評価面、敷地形状等による経済検討を実施するが、両市単独で所有する抽出地がなく、経済検討まで至れないため、二次選定までの評価とする。

【参考：両市抽出地位置図】

碧南市抽出箇所	
	エ 西端市街化調整区域農地（約3ha） ア クリーンセンター衣浦周辺（約3ha） ウ 衣浦港4号地（3.8ha） イ 衣浦港2号地多目的グラウンド（約4～5ha）

高浜市抽出箇所



ア 新田町市街化調整
区域養鰻場
(約 3.5 h a)

イ 流作新田貯木場跡
地 (約 3.5 h a)

ウ 小池町市街化調整
区域農地 (約 3 h a)

1 廃棄物処理施設立地可能性調査対象用地比較（碧南市内）に係る評価項目、評価基準及び評価結果

大項目	小項目	評価の考え方	評価基準	対象用地				
				No	No1	No2	No3	No4
				箇所	現有地（広見町：市街化調整区域）	2号地（港南町：工業専用地域）	4号地（港本町：準工業地域）	西端市街化調整農地（島池町等：市街化調整区域）
施設配置	用地の形状	施設建設が容易な形状か	◎：用地幅が確保でき、施設配置に支障はない △：用地幅が低く、施設配置に制約が生じる ×：用地幅がなく、施設が配置できない		◎	◎	◎	◎
	利便性	市境から距離が離れていないか	◎：3km未満 ○：3km以上6km未満 △：6km以上		◎	△	○	◎
土地利用	用途地域	工業系の用途が指定されているか	◎：工業系の用途地域である ○：市街化調整区域である △：上記以外の地域である		○	◎	◎	○
	土地利用規制	支障となる土地利用制限はないか	◎：規制なし ○：農業振興地域（白地・青地）である △：公有水面である		○	◎	◎	○
	現状の土地利用	事業所、住居などが建っていないか	◎：事業所、住居は建っていない ○：対象用地の一部に建っているが移設可能 ×：建っており移設は困難		◎	◎	◎	◎
	支障物の有無	対象用地内に鉄塔、パイプライン等の支障物は建っていないか	◎：支障物はない ○：支障物があるが回避可能 △：支障物があり移設・補強・整地に多額の費用が必要 ×：支障物があり支障物の移設も回避も不可		○	◎	◎	△
	開発計画の有無	他目的の開発が予定されていないか	◎：都市計画等に基づく開発計画なし ○：都市計画等に基づく開発計画があるが、施設配置により回避可能 △：都市計画等に基づく開発計画があり、施設配置上の制約が生じる ×：都市計画等に基づく開発計画がある		◎	◎	◎	◎

地形 地質 地歴	地盤の堅固さ	軟弱地盤であるか	◎：軟弱地盤ではないと推定 ○：軟弱地盤ではないが、未固結の地質と推定 △：軟弱地盤と推定	△	△	△	◎
	活断層	活断層はないか	◎：活断層 300m 圏外 △：活断層 300m 圏内 ×：活断層直上	△	◎	◎	◎
	土壌汚染の可能性	土壌汚染対策法の指定区域か	◎：土壌汚染対策法の指定区域なし △：土壌汚染対策法形質変更時要届出区域 ×：土壌汚染対策法要措置区域	◎	◎	◎	◎
防災	液状化の可能性	液状化の可能性はあるか	◎：液状化危険度はほぼない ○：液状化の危険度は極めて低いまたは低い △：液状化危険度は極めて高いまたは高い	△	△	△	◎
	浸水想定	洪水、津波による浸水の可能性はあるか	◎：浸水の可能性はない ○：浸水 0～1m 未満 △：浸水 1～3m 未満 ×：浸水 3m 以上	×	◎	◎	◎
	高潮想定	高潮による浸水の可能性はあるか	◎：浸水の可能性はない ○：浸水 0～1m 未満 △：浸水 1～3m 未満 ×：浸水 3m 以上	◎	△	○	◎
	災害時の運営	災害時も廃棄物処理が継続できるか	◎：近隣に緊急輸送道路が指定されている ○：近隣に緊急輸送道路はないが、安全に通行できる可能性が高い ×：緊急輸送道路なし、道路崩壊の可能性あり	◎	◎	◎	◎
環境保全	住居地区との距離	公害の影響を受ける住居は近隣にあるか	◎：住居より 100m 圏外 ○：住居より 50～100m 圏内 △：住居より 50m 圏内（移転者少数） ×：住居より 50m 圏内（移転者多数）	○	◎	×	◎
	配慮施設との距離	学校、病院、福祉施設等が近隣にあるか	◎：配慮施設より 100m 圏外 ○：配慮施設より 50～100m 圏内 △：配慮施設より 50m 圏内	◎	◎	◎	◎
脱炭素	バイオマス発電エネルギーの利活用	バイオマス発電エネルギー需要家の可能性	◎：1km 圏内に大口需要家の可能性あり ○：1km 圏内に小口需要家の可能性あり △：1km 圏内に需要家の可能性なし	◎	◎	◎	◎
交通安全	渋滞、滞留の	廃棄物搬入車両の渋	◎：渋滞等による影響の可能性は低い	○	○	△	○

対策	発生	滞、滞留による一般交通への影響の可能性はあるか	○：渋滞等による影響の可能性はある △：渋滞等による影響の可能性は高い				
	出入口	搬入搬出車両が容易かつ安全に出入りできる状況か	◎：車両の出入口付近に既存の交差点や分離帯等はない ○：既存の交差点や分離帯等から距離を離れた出入口の設置が可能 △：既存の交差点や分離帯等から距離を離れた出入口の設置が困難	◎	◎	△	◎
	通学路	主要搬入ルートに通学路はあるか	◎：通学路なし ○：通学路はあるが歩道確保済 △：通学路があり歩道なし	○	◎	○	○
合意形成	地権者数	地権者数の多寡（取付道路拡幅も含む）	◎：10人未満 ○：10人以上50人未満 △：50人以上	○	◎	◎	○
	他市町村の距離	隣接する他市（碧南市・高浜市を除く）との距離	◎：他市との境界が500m圏内に存在しない △：他市との境界が500m圏内に存在する	◎	◎	◎	◎
インフラ整備状況	道路整備	主要な搬入ルートとなる2車線以上（9m）の接道があるか。2車線ない場合、道路新設又は拡幅が必要か	◎：接道有 ○：接道無、道路新設又は拡幅が100m未満 △：接道無、道路新設又は拡幅が100m以上	◎	◎	◎	△
	給水	上水道、工業用水道の供給が可能か	◎：75mm以上の管路有 ○：75mm以上の管路無、新設500m以内 △：75mm以上の管路無、新設500m超	◎	◎	◎	○
	排水	下水道への接続が可能か	◎：下水道計画区域に含まれ、施工済 ○：下水道計画区域に含まれるが、未施工 △：下水道計画区域外	○	△	○	△
	変電所、高圧線	接続可能な変電所、特別高圧線はあるか	◎：接続可能な変電所等が1km以内にあり空き容量がある ○：接続可能な変電所等が1km以内にあるが空き容量がなく系統工事が必要 △：接続可能な変電所等が1km以内でない、又は空き容量がなく系統工事が必要	◎	◎	◎	◎
◎の数				14	20	17	17

○の数	8	1	4	6
△の数	3	5	4	3
×の数	1	0	1	0

2 評価結果に基づく考察

- (1) 上記評価項目は法令や地理的条件に基づく制約の有無に関する項目であり、「×」評価が付く土地は条件上、不适当と判断する。玉津浦グラウンド及び現有地（広見町）以外は「×」はなく、廃棄物処理施設の建設及び運営は可能である。
- (2) 玉津浦グラウンドは準工業地域であるものの住宅地からの距離が近いこと、現有地（広見町）は3メートル以上の浸水エリアに指定されていることから建設地の候補から外し、西端市街化調整区域農地と2号地で優位性を検討することとなる。
- (3) 西端調整区域農地（島池町他）は、農振農用地域であり、圃場整備がされていることから土地形状は整形であり、一定の広さの面積確保は可能である。ただし、廃棄物処理施設の設置位置により、ひかり幼稚園又は住宅と近接することとなる。また、現状、農道で幅員が狭く、収集車のすれ違いに危険が伴うため、廃棄物処理施設から主要道路（県道道場山安城線）に出るための道路拡幅（約400メートル ※参考：クリーンセンター衣浦入口接道道路（12メートル）、農地内市道（5メートル））、水路改良、パイプラインの補強が想定される。また、施設用地及び道路用地の買収は交渉する地権者には相続税の納税猶予を受けている地権者もいることが想定され、現実的に買収は長期間を要することが想定される。
- (4) 2号地（港南町）については、現在の用途が多目的グラウンドであり、一部工作物（フェンス）があるものの、ほぼ更地である。隣接する鉄塔があるが、元々、想定敷地から除外している。
- (5) 法令等の制限や災害に対する対応、環境配慮に基づく地理的条件から総合的に考慮すると、2号地及び西端市街化調整農地が碧南市内における立地可能性の適地となる。

(1) 基本情報 (※基本情報内の距離は環境アセスデータベース「EADAS」のGISで計測した数値)

No1 クリーンセンター衣浦現有地付近 (碧南市広見町他)	No2 2号地 (碧南市港南町：2号地多目的グラウンド)
所在地：碧南市広見町1丁目、高浜市論地町4丁目	
	【基本情報】 現況は県所有地に市が多目的グラウンドとして専用しており、市所有の運動広場、鉄塔敷地で構成され、港湾計画、緑地に指定されている。各敷地は市道（港南5号線）で分断されているが一団としての形状は正形である。
【詳細情報】 - 用途地域：市街化調整区域（建ぺい率60％・容積率200％） - 土地利用規制：農振農用地域（青地） - 土壤汚染対策法の区域指定：無 - 防災上の指定：矢作川水系浸水予想地域（3m） - 近隣（住居）：約70mから80m（碧南市荒居町・高浜市二池町） - 近隣（要配慮施設）：約440m（碧南工科高校）、約380m（高浜南中） - 主な接道道路：市道荒居古川線（2級路線） - 通学路への接道：なし - 下水道整備計画：計画区域であるが未施工 - その他 ①北側敷地は高浜市（準工業地域）で、工場が立地 ②南約350mに大高・高浜断層がある（参照：愛知県内活断層ポータル）	
【詳細情報】 - 用途地域：工業専用地域（建ぺい率60％、容積率200％） - 土地利用規制：無 - 土壤汚染対策法の区域指定：無 - 防災上の指定：無 - 近隣（住居）：約420m（碧南市権現町） - 近隣（要配慮施設）：約330m（児童養護施設オリーブ） - 主要接道道路：市道港南1号線（1級路線） - 通学路への接道：なし - 下水道整備計画：計画区域外 - その他 ①愛知県及び碧南市が指定する緊急輸送道路と隣接 ②碧南市と公害防止協定の締結を要する	

No3 4号地（玉津浦グラウンド）	
所在地：碧南市港本町	
	【基本情報】 現況は県所有地に市がスポーツ施設として占用している。敷地は市道港南1号線及び国道247号に接道しており、形状は若干不正形であるものの土地利用に支障はない。
【詳細情報】 1 用途地域：準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%） 2 土地利用制限：敷地の一部が国道247号線の交差点改良区域となる。 3 土壤汚染対策法の区域指定：無 4 防災上の指定：無 5 近隣（住居）：約35m（碧南市西浜町） 6 近隣（要配慮施設）：約330m（大浜小学校、大浜幼稚園） 7 主な接道道路：市道港南1号線（1級路線）、国道247号（国道） 8 通学路への接道：なし 9 下水道整備計画：計画区域外 10 その他 ①出入口の港南1号線及び国道247号に中央分離帯があり右折不可となっている。	

No4 西端市街化調整農地（高浜市との市境一団）	
所在地：碧南市島池町、松原町、高浜市清水町	
	【基本情報】 現況は農地（農振農用地域）となっている。一体は農道、水路が設置され、パイプラインが埋設されている。形状としては圃場整備がされていることもあり正形に区画することができ、土地利用に支障はない。
【詳細情報】 1 用途地域：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%） 2 土地利用規制：農振農用地域（青地） 3 土壤汚染対策法の区域指定：無 4 防災上の指定：無 5 近隣（住居）：約430m（高浜市清水町）※設置場所で異なる 6 近隣（要配慮施設）：約410m（ひかり幼稚園）※設置場所で異なる 7 主な接道道路：市道西端高浜界線（その他路線） 8 通学路への接道：なし 9 下水道整備計画：計画区域外 10 その他 ①高浜市との市域境を想定 ②収集車等の出入りのため道路拡幅やパイプラインの補強等が必要	

(2) 住宅地区までの距離

No1 クリーンセンター衣浦現有地付近（碧南市広見町他）	
最も近隣の住居地区	
	最も近隣の住居地区は碧南市荒居町1丁目及び高浜市二池町4丁目となり、環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）では約70mから80mとなる。

No2 2号地（碧南市港南町：2号地多目的グラウンド）	
最も近隣の住居地区	
	最も近隣の住居地区は権現町4丁目となり、環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）では2号地から約420m離れている。

No3 4号地（玉津浦グラウンド）	
最も近隣の住居地区	
	最も近隣の住居地区は碧南市西浜町1丁目となり、環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）では約35mとなる。

No4 西端市街化調整農地（高浜市との市境一団）	
最も近隣の住居地区	
	最も近隣の住居地区は高浜市清水町6丁目となり、環境アセスデータベース（E A D A S）による計測では約430mとなる。（ただし、設置箇所によって距離は変動する）

(3) 要配慮施設までの距離

No1 クリーンセンター衣浦現有地付近（碧南市広見町他）	
近隣の要配慮施設	
	最も近隣の要配慮施設は環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）で高浜南中学（約 3 8 0 m）及び碧南工科高校（約 4 4 0 m）となる。

No2 2号地（碧南市港南町：2号地多目的グラウンド）	
近隣の要配慮施設	
	最も近隣の要配慮施設は環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）で児童養護施設オリーブ（約 3 3 0 m）となる。

No3 4号地（玉津浦グラウンド）	
近隣の要配慮施設	
	最も近隣の要配慮施設は環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）で大浜小学校及び大浜幼稚園（ともに約 3 3 0 m）となる。

No4 西端市街化調整農地（高浜市との市境一団）	
近隣の要配慮施設	
	最も近隣の要配慮施設は環境アセスデータベース（E A D A S）による計測（敷地境界線からの計測）でひかり幼稚園（約 4 1 0 m）となる。（ただし、設置箇所により距離は変動する。）

(4) 活断層の状況

No1 クリーンセンター衣浦現有地付近（碧南市広見町他）	
近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）	
	現有地の西に約350mの位置に大高・高浜断層が図示されている。 ※赤線が活断層

No2 2号地（碧南市港南町：2号地多目的グラウンド）	
近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）	
	周辺に活断層は確認されない。

No3 4号地（玉津浦グラウンド）	
近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）	
	周辺に活断層は確認されない。

No4 西端市街化調整農地（高浜市との市境一団）	
近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）	
	周辺に活断層は確認されない。

(5) 浸水想定（矢作川水系）の状況

No1 クリーンセンター衣浦現有地付近（碧南市広見町他）

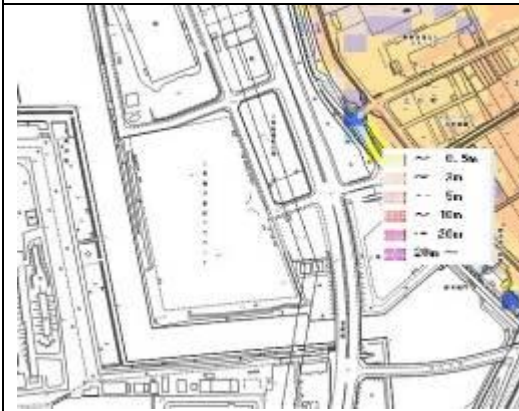
矢作川水系浸水エリア（参照：ハザードマップ）



矢作川水系浸水エリアの指定あり。

No2 2号地（碧南市港南町：2号地多目的グラウンド）

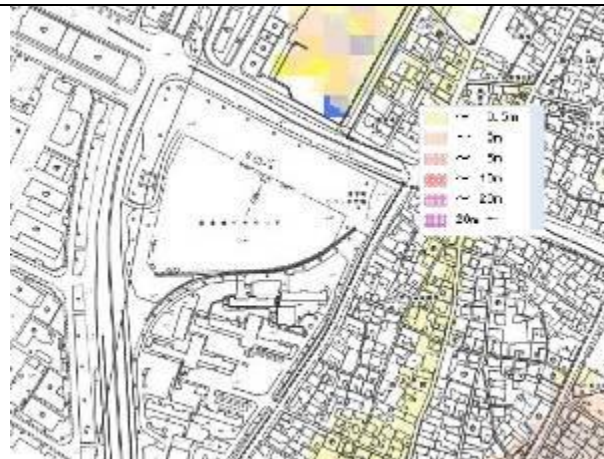
矢作川水系浸水エリア（参照：ハザードマップ）



矢作川水系浸水想定エリアの指定なし。

No3 4号地（玉津浦グラウンド）

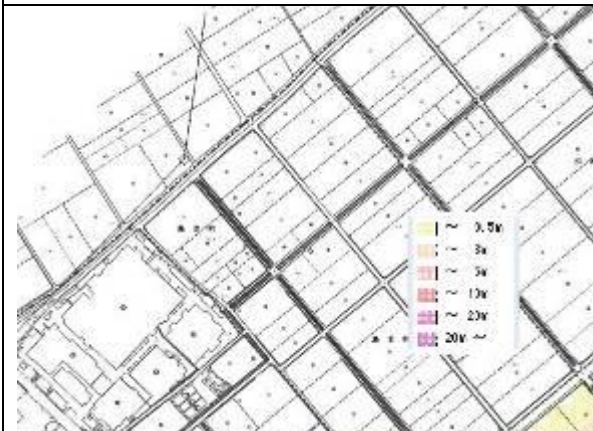
矢作川水系浸水エリア（参照：ハザードマップ）



矢作川水系浸水想定エリアの指定なし

No4 西端市街化調整農地（高浜市との市境一団）

矢作川水系浸水エリア（参照：ハザードマップ）



矢作川水系浸水想定エリアの指定なし

(6) 通学路の状況

No1 クリーンセンター衣浦現有地付近（碧南市広見町他）	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	周辺に通学路はない。

No2 2号地（碧南市港南町：2号地多目的グラウンド）	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	周辺に通学路はない。

No3 4号地（玉津浦グラウンド）	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	周辺に通学路はない。

No4 西端市街化調整農地（高浜市との市境一団）	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	周辺に通学路はない。

1 廃棄物処理施設立地可能性調査対象用地比較（高浜市内）に係る評価項目、評価基準及び評価結果

大項目	小項目	評価の考え方	評価基準	対象用地			
				No	No1	No2	No3
				箇所	新田町市街化調整区域養鰻場（新田町：市街化調整区域）	流作新田貯木場跡地（公有水面）	小池町市街化調整区域農地（小池町：市街化調整区域）
施設配置	用地の形状	施設建設が容易な形状か	◎：用地幅が確保でき、施設配置に支障はない △：用地幅が低く、施設配置に制約が生じる ×：用地幅がなく、施設が配置できない		◎	◎	◎
	利便性	市境から距離が離れていないか	◎：3 km未満 ○：3 km以上6 km未満 △：6 km以上		○	○	○
土地利用	用途地域	工業系の用途が指定されているか	◎：工業系の用途地域である ○：市街化調整区域である △：上記以外の地域である		○	△	○
	土地利用規制	支障となる土地利用制限はないか	◎：規制なし ○：農業振興地域（白地・青地）である △：公有水面である		○	△	○
	現状の土地利用	事業所、住居などが建っていないか	◎：事業所、住居は建っていない ○：対象用地の一部に建っているが移設可能 ×：建っており移設は困難		◎	◎	◎
	支障物の有無	対象用地内に鉄塔、パイプライン等の支障物は建っていないか	◎：支障物はない ○：支障物があるが回避可能 △：支障物があり移設・補強・整地に多額の費用が必要 ×：支障物があり支障物の移設も回避も不可		△	△	△
	開発計画の有無	他目的の開発が予定されていないか	◎：都市計画等に基づく開発計画なし ○：都市計画等に基づく開発計画があるが、施設配置により回避可能 △：都市計画等に基づく開発計画があり、施設配置上の制約が生じる ×：都市計画等に基づく開発計画がある		◎	◎	◎

地形 地質 地歴	地盤の堅固さ	軟弱地盤であるか	◎：軟弱地盤ではないと推定 ○：軟弱地盤ではないが、未固結の地質と推定 △：軟弱地盤と推定	○	△	◎
	活断層	活断層はないか	◎：活断層 300m 圏外 △：活断層 300m 圏内 ×：活断層直上	◎	×	◎
	土壌汚染の可能性	土壌汚染対策法の指定区域か	◎：土壌汚染対策法の指定区域なし △：土壌汚染対策法形質変更時要届出区域 ×：土壌汚染対策法要措置区域	◎	◎	◎
防災	液状化の可能性	液状化の可能性はあるか	◎：液状化危険度はほぼない ○：液状化の危険度は極めて低いまたは低い △：液状化危険度は極めて高いまたは高い	△	△	◎
	浸水想定	洪水、津波による浸水の可能性はあるか	◎：浸水の可能性はない ○：浸水 0～1m 未満 △：浸水 1～3m 未満 ×：浸水 3m 以上	△	△	◎
	高潮想定	高潮による浸水の可能性はあるか	◎：浸水の可能性はない ○：浸水 0～1m 未満 △：浸水 1～3m 未満 ×：浸水 3m 以上	△	△	◎
	災害時の運営	災害時も廃棄物処理が継続できるか	◎：近隣に緊急輸送道路が指定されている ○：近隣に緊急輸送道路はないが、安全に通行できる可能性が高い ×：緊急輸送道路なし、道路崩壊の可能性あり	◎	◎	◎
環境保全	住居地区との距離	公害の影響を受ける住居は近隣にあるか	◎：住居より 100m 圏外 ○：住居より 50～100m 圏内 △：住居より 50m 圏内（移転者少数） ×：住居より 50m 圏内（移転者多数）	○	◎	○
	配慮施設との距離	学校、病院、福祉施設等が近隣にあるか	◎：配慮施設より 100m 圏外 ○：配慮施設より 50～100m 圏内 △：配慮施設より 50m 圏内	◎	◎	◎
脱炭素	バイオマス発電エネルギー	バイオマス発電エネルギー需要家の可能性	◎：1km 圏内に大口需要家の可能性あり ○：1km 圏内に小口需要家の可能性あり	◎	◎	◎

	の利活用	性	△：1 km圏内に需要家の可能性なし			
交通安全対策	渋滞、滞留の発生	廃棄物搬入車両の渋滞、滞留による一般交通への影響の可能性はあるか	◎：渋滞等による影響の可能性は低い ○：渋滞等による影響の可能性はある △：渋滞等による影響の可能性は高い	○	○	◎
	出入口	搬入搬出車両が容易かつ安全に出入りできる状況か	◎：車両の出入口付近に既存の交差点や分離帯等はない ○：既存の交差点や分離帯等から距離を離れた出入口の設置が可能 △：既存の交差点や分離帯等から距離を離れた出入口の設置が困難	◎	◎	◎
	通学路	主要搬入ルートに通学路はあるか	◎：通学路なし ○：通学路はあるが歩道確保済 △：通学路があり歩道なし	◎	◎	○
合意形成	地権者数	地権者数の多寡（取付道路拡幅も含む）	◎：10人未満 ○：10人以上50人未満 △：50人以上	○	◎	○
	他市町村の距離	隣接する他市（碧南市・高浜市を除く）との距離	◎：他市との境界が500m圏内に存在しない △：他市との境界が500m圏内に存在する	△	◎	△
インフラ整備状況	道路整備	主要な搬入ルートとなる2車線以上（9m）の接道があるか。2車線ない場合、道路新設又は拡幅が必要か	◎：接道有 ○：接道無、道路新設又は拡幅が100m未満 △：接道無、道路新設又は拡幅が100m以上	△	◎	△
	給水	上水道、工業用水道の供給が可能か	◎：75mm以上の管路有 ○：75mm以上の管路無、新設500m以内 △：75mm以上の管路無、新設500m超	◎	○	○
	排水	下水道への接続が可能か	◎：下水道計画区域に含まれ、施工済 ○：下水道計画区域に含まれるが、未施工 △：下水道計画区域外	△	△	△
	変電所、高圧線	接続可能な変電所、特別高圧線はあるか	◎：接続可能な変電所等が1 km以内にあり空き容量がある	◎	△	◎

			○：接続可能な変電所等が1 km以内にあるが 空き容量がなく系統工が必要 △：接続可能な変電所等が1 km以内でない、 又は空き容量がなく系統工が必要			
			◎の数	1 2	1 3	1 5
			○の数	7	3	7
			△の数	7	9	4
			×の数	0	1	0

2 評価結果に基づく考察

- (1) 上記評価項目は法令や地理的条件に基づく制約の有無に関する項目であり、「×」評価が付く土地は条件上、不適当と判断する新田町市街化調整区域養鰻場と小池町市街化調整区域農地は「×」がなく、廃棄物処理施設の建設及び運営は可能である。
- (2) 新田町市街化調整区域養鰻場は、市街化調整区域である。現況は養鰻場の池として利用がされている低地であり、土地造成が必要になることから、評価できない要素がある。土地造成に係る工事費用、工事期間が膨大になることが想定される。なお、浸水想定の評価は、隣接工場と同等の土地造成後の高さにあわせ評価した。
- (3) 小池町市街化調整区域農地は、市街化調整区域である。現況は、農地であり、事業所、住居などは建っていない。液状化や浸水の可能性が低く、市指定緊急輸送道路が近くにあり、災害時に強い土地であると考えられる。
- (4) 法令等の制限や災害に対する対応、環境配慮に基づく地理的条件から総合的に考慮すると、新田町市街化調整区域養鰻場と小池町市街化調整区域農地が高浜市内における立地可能性の適地となる。

(1) 基本情報 (※基本情報内の距離は国土地理院地図で測定)

No1 新田町市街化調整区域養鰻場

所在地：高浜市新田町二丁目

【基本情報】

- ・現況は養鰻場の池として利用されている。
- ・当該土地は市街化調整区域だが、周辺の用途地域は工業専用地域である。
- ・市道江川線に接道している
- ・正形に近い形状をしており、土地利用に支障はない。

【詳細情報】

- 1 用途地域：市街化調整区域（建ぺい率60%・容積率200%）
- 2 土地利用規制：農地ではないが、市街化調整区域のため建築許可を要す
- 3 土壤汚染対策法の区域指定：無
- 4 防災上の指定：津波災害警戒区域（1m以上3m未満）
- 5 近隣（住居）：約80m
- 6 近隣（要配慮施設）：約780m（吉浜北部保育園）
- 7 主な接道道路：市道江川線
- 8 通学路への接道：なし
- 9 下水道整備計画：計画区域外
- 10 その他
 - ①周辺の用途地域は工業専用地域
 - ②現状池であるため、土地造成を要す

No2 流作新田貯木場跡地

所在地：高浜市公有水面

【基本情報】

- ・現況は公有水面である。
- ・周辺の用途地域は工業専用地域である。
- ・市道流作新田線に接道している。
- ・正形に近い形状をしており、土地利用に支障はない。

【詳細情報】

- 1 用途地域：公有水面
- 2 土地利用規制：公有水面埋立法による規制あり
- 3 土壤汚染対策法の区域指定：無
- 4 防災上の指定：津波災害警戒区域（1m以上3m未満）
- 5 近隣（住居）：約480m
- 6 近隣（要配慮施設）：約770m（ケアハウス高浜安立）
- 7 主な接道道路：港湾道路
- 8 通学路への接道：なし
- 9 下水道整備計画：計画区域外
- 10 その他
 - ①周辺土地の用途地域は工業専用地域
 - ②現状公有水面であるため、土地造成を要す
 - ③候補地直下に大高・高浜断層がある（参照：愛知県内活断層ポータル）

No3 小池町市街化調整区域農地

所在地：高浜市小池町一丁目



【基本情報】

- ・現況は農地として利用されている。
- ・農地は大部分が農振農用地域に指定されている。
- ・正形に近い形状をしており、土地利用に支障はない。

【詳細情報】

- 1 用途地域：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
- 2 土地利用制限：農振農用地域（青地・白地）
- 3 土壤汚染対策法の区域指定：無
- 4 防災上の指定：無
- 5 近隣（住居）：約80m
- 6 近隣（要配慮施設）：約630m（吉浜北部保育園）
- 7 主な接道道路：市道惣山線
- 8 通学路への接道：なし
- 9 下水道整備計画：計画区域外
- 10 その他
 - ①周辺の用途地域は市街化調整区域

(2) 住宅地区までの距離

No1 新田町市街化調整区域養鰻場

最も近隣の住居地区



最も近隣の住居地区は、国土地理院地図による計測では約 80 m となる。

No2 流作新田貯木場跡地

最も近隣の住居地区



最も近隣の住居地区は、国土地理院地図による計測では約 480 m となる。

No3 小池町市街化調整区域農地

最も近隣の住居地区



最も近隣の住居地区は、国土地理院地図による計測では約 80 m となる。

(3) 要配慮施設までの距離

No1 新田町市街化調整区域養鰻場

近隣の要配慮施設



最も近隣の要配慮施設は国土地理院地図による計測で吉浜北部保育園（約780m）となる。

No2 流作新田貯木場跡地

近隣の要配慮施設



最も近隣の要配慮施設は国土地理院地図でケアハウス高浜安立（約770m）となる。

No3 小池町市街化調整区域農地

近隣の要配慮施設



最も近隣の要配慮施設は国土地理院地図による計測で吉浜北部保育園（約630m）となる。

(4) 活断層の状況

No1 新田町市街化調整区域養鰻場

近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）



現有地の南西約770mの位置に大高・高浜断層が図示されている。
※ピンク線が活断層

No2 流作新田貯木場跡地

近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）



候補地直下に大高・高浜断層が図示されている。
※ピンク線が活断層

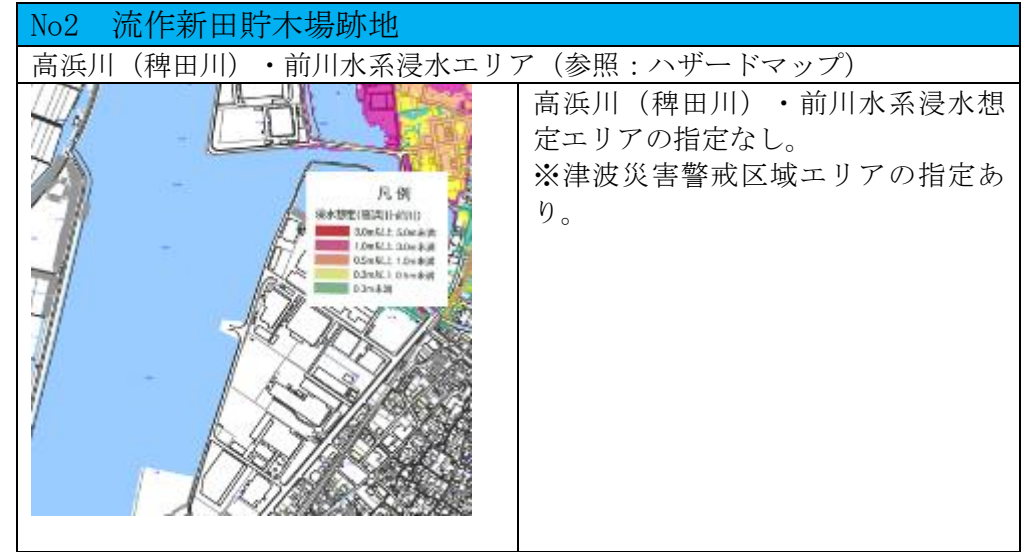
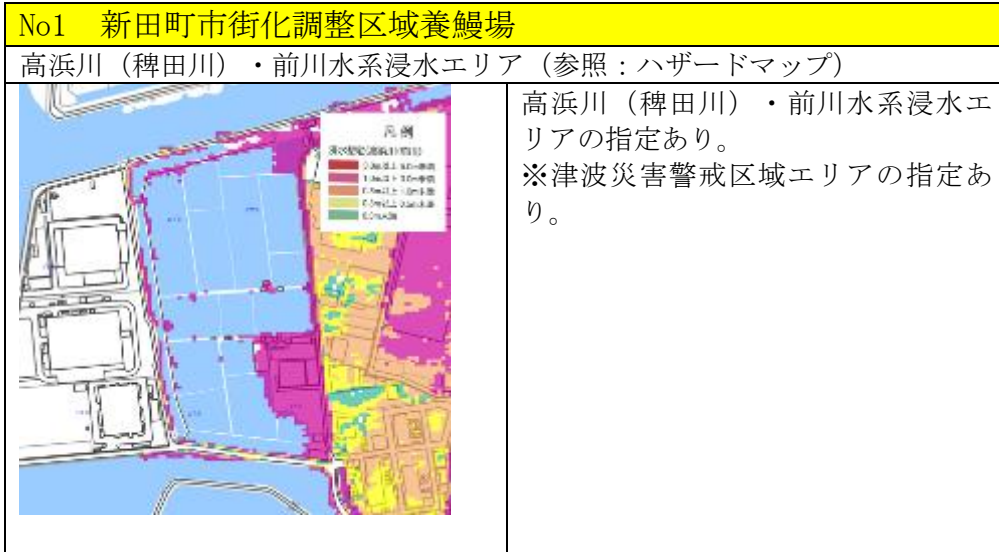
No3 小池町市街化調整区域農地

近隣の活断層の状況（参照：愛知県内活断層ポータル）



現有地の南西約1.4kmの位置に大高・高浜断層が図示されている。
※ピンク線が活断層

(5) 浸水想定状況



(6) 通学路の状況

No1 新田町市街化調整区域養鰻場	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	周辺に通学路はない。

No2 流作新田貯木場跡地	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	周辺に通学路はない。

No3 小池町市街化調整区域農地	
通学路の状況	
学童の防犯上の理由で公開していないため図示をしない。	主要搬入ルートに通学路はあるが、歩道確保済。

廃棄物処理施設の新設に最も適している箇所の検討（二次選定）

1 二次選定の絞り込み

一次選定において、不適格要素のある3箇所の抽出地を除いた4箇所（二次選定箇所）から選定を実施する。

なお、二次選定では、評価結果の点数化（◎5点、○3点、△1点）を実施し、各抽出地の総合評価を数値化するものである。

2 二次選定箇所の評点結果

N o	二次選定箇所	評点
1	2号地多目的グラウンド（碧南市港南町）	108点
2	西端市街化調整区域農地（碧南市島池町他）	106点
3	小池町市街化調整区域農地（高浜市小池町）	100点
4	新田町市街化調整区域養鰻場（高浜市新田町）	88点

3 二次選定箇所評点結果以外の留意事項

(1) 2号地多目的グラウンド

2号地多目的グラウンドは愛知県の所有地であること、衣浦港湾計画の緑地に指定されている箇所であり、愛知県と廃棄物処理施設の設置箇所としての購入及び緑地の用途変更が可能かどうかの検討及び調整が必要。

(2) 西端市街化調整区域農地

具体的な箇所の指定はしていないが、指定箇所により住宅又は要配慮施設（ひかり幼稚園又は西端中学校）と近接すること、主要道路への乗り入れに際し、接道する道路の拡幅又は新設を要すること、碧南市及び高浜市の市境には明治用水の本流が付設されており、農業用パイプラインの補強が必要となり追加の整備費が必要となる。

(3) 小池町市街化調整区域農地

高浜市都市計画マスタープランの将来土地利用方針図において、産業系新市街地に位置付けられた地区である。なお、廃棄物処理施設が与える周辺農地への影響を調査・検討する必要があること、また、主要道路からの乗り入れに際し、接道する道路整備を要することや農業用パイプラインの補強が必要となることから、追加の整備費が必要となる。

(4) 新田町市街化調整区域養鰻場

高浜市都市計画マスタープランの将来土地利用方針図において、産業系新市街地に

位置付けられた地区である。なお、土地活用するためには土地造成が必要になること、また、主要道路からの乗り入れに際し、接道する道路拡幅を要することから、拡幅方法について道路管理者との協議が必要となるとともに、追加の工事費用が必要となる。

4 両市としての結論

二次選定による評点及び評点以外の留意事項を総合的に判断し、両市としての廃棄物処理施設を新設することに最も適している箇所は2号地多目的グラウンドとする。

5 今後の予定

両市において愛知県に2号地における廃棄物処理施設の設置の可能性について協議の申入れをするとともに、具体的な処理方式及び運営方式について検討をしていくこととする。また、現在クリーンセンター衣浦が立地している碧南市広見町から場所の移転となることから、課題の整理も進めるものとする。